

鳥取県告示第 680 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター
米子市末広町 58

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 米子駅前開発株式会社 米子市中町 20 代表取締役 森田 隆朝

変更後 米子駅前開発株式会社 米子市加茂町一丁目 1 代表取締役 野坂 康夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1-30 管財人 岡田 元也

株式会社落合 米子市角盤町一丁目 27-8 代表取締役 落合 伸介

有限会社平田生花店 島根県松江市南田町 31 代表取締役 平田 明久

株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町 1886-4 代表取締役 川端 成幸

株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目 70 代表取締役 中西 弘

株式会社ウチムラ 米子市角盤町一丁目 168 代表取締役 内村 正巳

株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目 4-2 代表取締役 多根 幹雄

有限会社米仙堂 米子市上福原 1465-2 代表取締役 寺崎 一男

株式会社ユーシーシーフードサービスシステムズ 兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目 3-8 代表取締役 榊原 充俊

寿製菓株式会社 米子市旗ヶ崎 2028 代表取締役 川越 誠剛

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目 19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社アイドル 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27-3 代表取締役 矢島 孝敏

有限会社エムズカンパニー 島根県出雲市今市町 468-7 代表取締役 増岡 智裕

株式会社広島音工 広島県広島市西区横川新町 13-24 代表取締役 田 光由

株式会社ベルウィंक 大阪府大阪市中央区南船場四丁目 7-22 代表取締役 辻本 憲之

藤久株式会社 愛知県名古屋市中区高社一丁目 210 代表取締役 後藤 正己

株式会社みどり商事 米子市両三柳 1546-1 代表取締役 金川 裕一

変更後 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1-30 代表取締役 川本 敏雄

株式会社落合 米子市角盤町一丁目 27-8 代表取締役 落合 伸介

有限会社平田生花店 島根県松江市南田町 31 代表取締役 平田 明久

株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町 1886-4 代表取締役 大野 榮

株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目 70 代表取締役 中西 弘

株式会社アフリカタロウ 岡山県岡山市高柳西町 25-5 代表取締役 江見 いづみ

株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目 4-2 代表取締役 多根 裕詞

有限会社米仙堂 米子市上福原 1465-2 代表取締役 寺崎 一男

有限会社トム 米子市東町 141 代表取締役 斧谷 達道

株式会社ヤマノリテーリングス 東京都渋谷区代々木一丁目 30-7 代表取締役 山野 義友

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目 19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上嶋田 1
代表取締役 菊地 敬一

有限会社エムズカンパニー 島根県出雲市今市町468-7 代表取締役 増岡 智裕

株式会社広島音工 広島県広島市西区横川新町13-24 代表取締役 岡田 廣恵

スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6 代表取締役 西原 浩二

藤久株式会社 愛知県名古屋市名東区高社一丁目210 代表取締役 後藤 薫徳

株式会社みどり商事 米子市両三柳1546-1 代表取締役 金川 裕一

3 変更年月日

(1) 2(1)の事項 平成15年6月19日

(2) 2(2)の事項 平成18年5月25日

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の所在地及び代表者の変更並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、所在地及び代表者の変更のため。

5 届出年月日

平成19年6月29日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成19年8月7日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。